

野球場等使用料

【生保内公園】

施設の名称	単位		金額			
			市内の者が 使用するとき	市内の者と 市外の者が 使用するとき	市外の者が 使用するとき	
野球場のグラウンド及び観覧席	アマチュアスポーツ に使用するとき	一般	1時間につき	1,100円	1,320円	2,200円
			1日につき	8,800円	10,560円	17,600円
		児童 生徒 学生	1時間につき	540円	660円	1,100円
			1日につき	4,400円	5,280円	8,800円
	その他の催物に使用 するとき	1時間につき		3,300円	3,960円	6,600円
		1日につき		26,400円	31,680円	52,800円
野球場スコア ボード及びカウ ントシグナル	1日につき		1,100円	1,320円	2,200円	
シャワー(更衣室 含む)	1日につき		1,100円	1,320円	2,200円	
放送設備	1日につき		540円	660円	810円	
野球審判用具	1日につき		540円	660円	810円	
夜間照明灯	1時間につき		4,400円	6,600円	8,800円	
テニスコート	一般	1時間につき	220円	260円	320円	
		1日につき	1,760円	2,100円	2,640円	
	児童生徒学生	1時間につき	100円	120円	150円	
		1日につき	880円	1,040円	1,320円	
サブ広場	1日につき		1,100円	1,320円	1,640円	
すもう場	1日につき		540円	660円	810円	
管理棟	1時間につき		320円	380円	490円	

【落合運動公園】

落合野球場	スポーツ活動等に使用するとき		1時間につき	1,640円
	その他の催物に 使用するとき	入場料を徴収しない場合		3,300円
		入場料を徴収する場合		5,500円
落合ゲートボール場	1面1時間につき		320円	

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。
- 2 使用の時間には、準備等のための時間を含む。
- 3 1日につきの欄に定める使用料の額は、午前8時から午後5時までとする。
- 4 使用者が入場料を徴収するとき会員制度等により会費を徴収しているとき、営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。

【西明寺野球場・雲然野球場】

使用料	
興行及びこれに類似する行為のため使用する場合 1回について 昼間 3,230円 夜間 5,390円	左記の行為のため使用し入場料を徴収する場合 1回について 昼間 10,790円 夜間 16,180円

【西木総合健康増進センター(広場施設)】

区分			使用料の額				
			午前9時 前の時間 1時間につ き	午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後10時	午後10時 後の時間 1時間につ き
使用者(利用 者)が入場料 を徴収しない とき	市外の住民や団体が アマチュアスポーツ 文化的行事に使用す る場合	児童	220円	440円	660円	880円	220円
		生徒					
	市内外にかかわらず営利を目的として 催物に使用する場合	学生	440円	880円	1,320円	1,760円	540円
		一般					
使用者(利用 者)が入場料 を徴収する とき	市外の住民や団体が アマチュアスポーツ 文化的行事に使用す る場合	児童	320円	660円	1,100円	1,640円	540円
		生徒					
		学生					
		一般					
	その他の催物に使用 する場合	市外の住民や団 体が営利を目的 としない催物に 使用する場合	2,200円	8,800円	11,000円	16,500円	4,400円
		市内外にかかわ らず営利を目的 として催物に使 用する場合	11,000円	22,000円	33,000円	44,000円	11,000円
使用有料扱いで暖房、放送設備使用 料	暖房使用料(1時間につき)		660円	放送設備使用料(1時 間につき)		320円	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。

予約先・お問合せ先	
生保内公園	田沢湖市民センター:0187-43-1147
落合運動公園・雲然野球場	観光文化スポーツ部スポーツ振興課: 0187-43-3390
西木総合健康増進センター (広場施設)	桧木内出張所:0187-48-2220
西明寺野球場	中央公民館:0187-43-3535